

# 談合情報対応マニュアル

令和4年2月

南房総市

談合情報対応マニュアル 目次

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 第1  | 通則   | 1 |
| 1   | 目的   | 1 |
| 2   | 定義   | 1 |
| 第2  | 談合等に係る情報の把握及び初期対応等                         | 1 |
| 1   | 談合等に係る情報の把握                                | 1 |
| 2   | 報告   | 2 |
| 3   | 談合等に係る情報を得た場合の初期対応                         | 2 |
| 第3  | 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等                        | 2 |
| 第4  | 調査委員会による審議等                                | 2 |
| 1   | 談合情報について調査に値するか否かの判断                       | 2 |
| 2   | 官製談合情報について調査に値するか否かの判断                     | 3 |
| 3   | 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項                     | 3 |
| 4   | 市長への報告                                     | 3 |
| 第5  | 調査に値すると判断した場合の取扱いについて                      | 3 |
| 1   | 調査委員会及び発注機関の対応                             | 3 |
| 2   | 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法                | 4 |
| 3   | 職員に対する調査の実施                                | 5 |
| 第6  | 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて                     | 5 |
| 第7  | 調査後の対応について                                 | 5 |
| 1   | 談合等の事実があったと認められる場合の対応                      | 5 |
| 2   | 談合等の事実があったと認められない場合の対応                     | 6 |
| 第8  | 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、<br>契約の解除後の対応について | 6 |
| 1   | 入札方式の変更又は入札参加資格要件の再検討                      | 6 |
| 2   | 入札の再度執行に係る市長への報告                           | 6 |
| 第9  | 守秘義務                                       | 6 |
| 第10 | その他  | 7 |
| 1   | 談合等に係る情報管理の徹底について                          | 7 |
| 2   | 指名停止措置の加重について                              | 7 |
| 3   | 報道機関等との対応における留意事項                          | 7 |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 4   | 建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の委託業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札に係る談合等に係る情報への対応 | 7 |
| 第11 | 南房総市公正入札調査委員会  | 7 |
| 1   | 趣旨   | 7 |
| 2   | 調査審議事項   | 8 |
| 3   | 委員会の構成及び運営   | 8 |
| 4   | 事務局  | 8 |
| 第12 | 公表   | 8 |
| 1   | 公表の方法  | 8 |
| 附則  |  | 8 |

## 談合情報対応マニュアル

### 第1 通則

#### 1 目的

このマニュアルは、南房総市が発注する建設工事について、談合又は官製談合（以下「談合等」という。）に係る情報の提供があった場合の対応、公正入札調査委員会の調査及び各発注機関の入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適切かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

#### 2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

##### (2) 官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

##### (3) 公正入札調査委員会

南房総市公正入札調査委員会をいう。

##### (4) 職員

南房総市の職員をいう。

##### (5) 発注機関

建設工事の入札事務の執行を担当する課等（南房総市行政組織規則（平成18南房総市規則第3号）第3条第1項に定める課等をいう。）又は出先機関（南房総市行政組織規則（平成18南房総市規則第3号）第2条第3項に定める機関をいう。）をいう。

##### (6) 人事担当課

人事管理に関する事務を所管する総務部総務課（以下「総務課」という。）をいう。

### 第2 談合等に係る情報の把握及び初期対応等

#### 1 談合等に係る情報の把握

職員は、談合等に係る情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

(1) 情報提供者の氏名、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請すること。

(2) 報道機関の報道又は通報（以下「新聞報道等」という。）により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明ら

かにするよう要請すること。

## 2 報告

- (1) 談合等に係る情報に接した職員は、直ちに総務部管財契約課（以下「管財契約課」という。）へ報告するものとする。  
なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意すること。
- (2) 談合情報を受けた管財契約課は、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。
- (3) 官製談合情報を受けた管財契約課は、事務局に報告するものとする。  
この場合、報告を受けた事務局は、人事担当課に報告するものとする。
- (4) 事務局は、談合等に係る情報の報告を受けた場合には、別記様式第1により談合等情報報告書を作成し、速やかに公正入札調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うものとする。
- (5) 委員長は、事務局からの報告を受けた場合、市長に速やかに報告するものとする。

## 3 談合等に係る情報を得た場合の初期対応

談合等に係る情報を得た場合において、調査委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、発注機関は、当面の措置として以下のとおり対応するものとする。

- (1) 落札者決定前に談合等に係る情報を得た場合  
南房総市建設工事等入札規則（平成18年南房総市規則第141号。以下「入札規則」という。）第4条、又は南房総市建設工事等電子入札約款（平成21年4月1日制定。以下「電子入札約款」という。）第6条を適用し、入札の執行を延期又は保留する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前に談合等に係る情報を得た場合  
入札規則第10条第1項ただし書又は電子入札約款第16条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する。
- (3) 契約締結後に談合等に係る情報を得た場合  
建設工事の進捗状況等の把握を速やかに行う。

## 第3 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等

市長は、調査委員会が調査に値すると判断した談合等に係る情報については、当該判断を行った場合のほか、追加の情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得た場合など、手続の各段階において、別記様式第2に必要書類を添えて、逐次かつ速やかに公正取引委員会、千葉県警察へ通報及び建設業許可行政庁等へ通知するものとする。

## 第4 調査委員会による審議等

- 1 談合情報について調査に値するか否かの判断  
委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、次に掲げる

基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

(1) 情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかである。

ア 対象建設工事名

イ 落札予定業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者名でも可）

(2) 情報提供者の氏名は明らかではないが、南房総市（以下「市」という。）と継続して連絡を取ることが可能であり、かつ、公正取引委員会及び千葉県警察への連絡先の提供を承諾した者の場合は、前記（1）のア、イの情報が明らかであることのほか、更に次に示す情報のいずれかが含まれている。

ア 談合に関与した業者名

イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ 落札予定金額

エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報（別記1による）

(3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

(4) その他、談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

## 2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

調査に値するか否かの判断については、人事担当課と連携の上、上記1の基準に準じて行うものとする。

## 3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

(1) 談合等に係る情報が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱うこと。

(2) 落札者決定後に談合等に係る情報を得た場合には、既に落札者や落札金額等の入札結果が公表されていることに留意して判断すること。

## 4 市長への報告

委員長は、「調査に値するか否か」の判断の結果を別記様式第3により、関係書類を添えて市長に報告するものとする。

## 第5 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

### 1 調査委員会及び発注機関の対応

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値する」と判断した場合、判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

#### (1) 落札者決定前

ア 発注機関は、入札規則第4条又は電子入札約款第6条を適用し、当該入札を取りやめる。

イ 調査委員会は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下「入札参加者等」という。）に対して事情聴取を行う。

ウ 調査委員会は、入札参加者等に対して工事費内訳書の内容のヒアリング及び工事費内訳書のチェックを行う。

(2) 落札者決定後・契約締結前

ア 発注機関は、入札規則第10条第1項ただし書又は電子入札約款第16条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

(3) 契約締結後

ア 発注機関は、建設工事の進捗状況等の把握を速やかに行う（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

2 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

調査委員会による入札参加者等に対する事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等は次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、委員長が指名した複数の委員又は職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ面談室等に呼び出し、別紙1を参照の上、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 事情聴取の対象者に対しては、事情聴取の内容を他者に話すことがないよう徹底する。

キ 聴取結果については、別記様式第4により、事情聴取書を作成する。

ク 事情聴取の報告を受けた委員長は別記様式第3により、市長へ事情聴取書を送付する。

(2) 工事費内訳書の内容のヒアリング及びチェック

ア 上記(1)のア、イ、エ、オ、カと同様に実施する。

イ 工事費内訳書のチェックは、入札参加者から提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 工事費内訳書の内容のヒアリングを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 工事費内訳書の内容のヒアリングは、別紙2を参考として工事費内訳書に

おける積算に係る考え方等について確認する。

オ 工事費内訳書の内容のヒアリング結果については、別記様式第5により、工事費内訳書聴取書を作成する。

カ 工事費内訳書聴取書の報告を受けた委員長は別記様式第3により、市長へ工事費内訳書聴取書を送付する。

### 3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、調査委員会は、人事担当課と連携し、協力するものとする。

(2) 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査に支障がないよう配慮するものとする。

## 第6 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値しないと判断した場合、各発注機関は判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

### (1) 落札者決定前

入札参加者等から誓約書（別記様式第6-1～6-3。以下同じ。）を提出させ、入札執行に係る警告事項（別紙3。以下同じ。）を書面にて交付の上、入札を執行する。

この際、工事費内訳書の積算担当者によるチェックを行う。

### (2) 落札者決定後・契約締結前

契約を締結する。

### (3) 契約締結後

契約を続行する。

## 第7 調査後の対応について

### 1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札参加者等に対する事情聴取等の結果、調査委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札者決定前、落札者決定後・契約締結前、契約締結後の段階にかかわらず、委員長は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

なお、市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定による公正取引委員会への通知を行うものとする。

(2) 落札者決定後・契約締結前の場合には、発注機関は入札規則第5条又は電子入札約款第8条を適用して入札を無効とし、落札決定を取り消す。

発注機関は、落札決定を取り消した場合は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

(3) 契約締結後の場合には、調査委員会は着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断し、発注機関に連絡するものとする。

発注機関は、契約を解除した場合は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

(4) 関与職員への対応については、発注機関は人事担当課に協力するものとする。



## 2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

### (1) 落札者決定前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、下記第8により入札の再執行を検討する。  
また、委員長は誓約書の写しを別記様式第3により市長へ送付するものとする。

### (2) 落札者決定後・契約締結前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、発注機関は、落札者と契約を締結するものとする。

また、委員長は別記様式第3により、誓約書の写し及び契約書の写しその他関係書類を市長へ送付するものとする。

### (3) 契約締結後

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告を行うものとする。

また、委員長は別記様式第3により、誓約書の写し及び開札調書の写しその他関係書類を市長へ送付するものとする。

### (4) 人事担当課への報告

調査委員会は、官製談合情報について、官製談合の事実があったと認められないと判断した場合には、人事担当課にその判断理由等について、文書で報告するものとする。

## 第8 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応について

入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除（以下「入札の取りやめ等」という。）をした発注機関が、再度、入札を実施する場合には、調査委員会と必要な調整を行った上、以下のとおり行うものとする。

### 1 入札方式の変更又は入札参加資格要件の再検討

- (1) 指名競争入札の場合は、入札方式を一般競争入札（事後審査型）に変更する。
- (2) 一般競争入札の場合は、入札参加資格要件を緩和の上、再度一般競争入札を実施する。
- (3) 特別の事情があり、上記（1）、（2）によりがたい場合は、管財契約課に協議するものとする。

### 2 入札の再度執行に係る市長への報告

入札を再度執行した発注機関は別記様式第3により、再執行に係る誓約書の写し、開札調書の写しその他関係書類の写しを市長に送付するものとする。

## 第9 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退

いた後も同様とする。

## 第10 その他

### 1 談合等に係る情報管理の徹底について

談合等に係る情報は、必要最小限の職員のみが取扱うこととし、市長への報告書及び関係書類（以下「報告書等」という。）については、秘匿性の高い情報が含まれているため、事務局等は、不必要な回議を行わないなど情報の秘匿に留意すること。

また、報告書等を取扱う職員は、報告書等の作成、決裁、保存の各段階において適切に管理すること。

なお、調査委員会が発注機関に入札の取りやめ等を指示する場合は、管財契約課に事前に相談するものとする。

### 2 指名停止措置の加重について

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条第1号又は刑法第96条の6の規定に違反した場合、極めて不誠実な行為とみなし、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）に基づき、指名停止期間を加重して措置するものとする。

### 3 報道機関等との対応における留意事項

(1) 談合等に係る情報を把握した以降において、報道機関又は情報提供者から市としての対応等について説明を求められた場合には、事務局を所管する長が指名した職員が対応するものとする。

(2) 談合等に係る情報については、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査の妨げにならないよう、市側から外部に対し積極的に談合等に係る情報を公表するものではないことに留意するとともに、報道機関（当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。）又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報している旨を明らかにすること。

### 4 建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の委託業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札に係る談合等に係る情報への対応

このマニュアルの規定は、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合等に係る情報について準用する。

なお、建設コンサルタント業務等に係る「第8 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応について」の準用については、指名すべき業者数が不足する場合を除き、指名業者数を五割増とした上、指名競争入札により執行するものとする。

## 第11 南房総市公正入札調査委員会

### 1 趣旨

建設工事又は建設コンサルタント業務等の入札の適正を期し、公正取引委員会、

千葉県警察及び建設業許可行政庁等との連携を図りつつ、談合等に係る情報に対して的確な対応を行うため、南房総市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 調査審議事項

委員会においては、建設工事及び建設コンサルタント業務等について談合等に係る情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- ア 談合等に係る情報の信憑性に関すること。
- イ 事情聴取その他必要な調査の実施に関すること。
- ウ 調査結果の分析及びこれに基づく対応の指示に関すること。
- エ その他談合等に係る情報の処理に関すること。

## 3 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成するものとする。ただし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- (2) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができる。
- (3) 委員長は、談合等に係る情報があった場合は、会議を開くものとする。ただし、止むを得ない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持ち回りによる審議とすることができる。
- (4) 当分の間、南房総市建設工事等入札参加資格審査会が委員会を兼務する。

## 4 事務局

委員会の庶務を整理するため、管財契約課に事務局を置く。

## 第12 公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2、3（1）の規定により、このマニュアルを公表するものとする。

### 1 公表の方法

公表の方法は、このマニュアルを管財契約課において、閲覧の方法によりこれを公表する。インターネットによる掲示の方法によりこれを公表することもできるものとする。

附 則（令和4年2月16日南管契第1316号）

（施行期日）

- 1 このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 南房総市談合情報対応マニュアル（平成18年6月1日制定）の定めるところによりなされた手続その他の行為は、なお、従前の例による。